

(仮称) 長野市ごみのポイ捨て等を防止し、 きれいなまちをつくる条例(案) 要綱

1 目的

この条例は、ポイ捨て、路上・歩行喫煙、家庭ごみ等の投棄及び飼い犬のふんの放置の防止等に関して、市、市民等、事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他の必要な事項を定めることにより、市民等の快適性・安全性及び良好な生活環境の確保を図り、もってごみのないきれいなまちの実現に資することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、包装紙その他これらに類する散乱性の高いものをいう。
- (2) 空き缶等 飲料又は食料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (3) ポイ捨て 吸い殻等及び空き缶等を、回収容器、吸い殻入れ、ごみ箱その他の定められたもの以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (4) 家庭ごみ等 家庭生活及び事業活動から出る一般廃棄物をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (8) 自転車等 道路交通法で規定する大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車をいう。
- (9) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。

3 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者の美化意識向上のための啓発を実施するものとする。

4 市民等の責務

- (1) 市民等は、自ら環境美化に関する意識を高め、美化活動等を行うよう努めなければならない。
- (2) 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

5 事業者の責務

- (1) 事業者は、その従業員への環境美化に関する意識の啓発を行い、自己の施設等の清潔を保持するよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- (3) 飲食物の自動販売機を設置又は管理する事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを管理するよう努めなければならない。
- (4) 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

6 ポイ捨ての禁止

市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所にポイ捨てをしてはならない。

7 路上・歩行喫煙における配慮

市民等は、公共の場所において、歩行中のとき、自転車等に乗車中のとき、又は灰皿等の吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

8 家庭ごみ等の投棄の禁止

市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所に家庭ごみ等を捨ててはならない。

9 飼い犬のふんの放置の禁止

市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理している場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

10 重点区域の指定

- (1) 市長は、ポイ捨てを防止するため、特に必要があると認める地区を重点区域として指定することができる。
- (2) 市長は、重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- (3) 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前項の規定は、当該指定の解除及び区域の変更について準用する。
- (4) 市長は、重点区域を指定したときは、ポイ捨ての防止に関する必要な施策を実施するものとする。

11 指導及び勧告

市長は、ポイ捨て、家庭ごみ等の投棄又は飼い犬のふんの放置の禁止に違反した者に対し、原状回復、違反の是正その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告することができる。

12 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。